

環境省中部地方環境事務所と信州大学グリーン社会協創機構との連携と協力に関する協定書

環境省中部地方環境事務所（以下「甲」という。）と信州大学グリーン社会協創機構（以下「乙」という。）は、脱炭素社会やネイチャーポジティブ社会、地域循環共生圏を通じた持続可能な循環共生型の社会の実現に向けた連携と協力に関する協定を締結する。

【目的】

第1条 この協定は、甲と乙が連携し、お互いが有する知見や活動を補完・融合させることで、信州という地域に根差した持続可能な循環共生型の社会の実現を通じ、社会の範となるような取組を推進していくことを目的とする。

【連携と協力に関する事項】

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について相互に連携・協力する。
(1) お互いが有する持続可能な循環共生型社会の実現に向けた知見の相互提供、それぞれの取組に関すること。
(2) 環境マインドを有した人材育成のための教育・研究・調査等に関すること。また、国立公園等の利用普及や実践活動に関すること。
(3) その他、前条の目的を達成するために甲と乙が協議し、必要と認める事項。

【連絡調整】

第3条 甲と乙は、この協定による連携の円滑な推進と一層の発展のため、定期的に協議を行うとともに、具体的な取組事項については協議して定めることとする。

【守秘義務】

第4条 甲と乙は、本協定に基づく活動において、相手方より知り得た秘密事項について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に対し開示又は漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

【有効期間】

第5条 本協定は、協定締結の日から発効し、有効期間は3年間とする。ただし、その間の連携・協力内容の評価を行い、甲と乙の合意により更新することができる。

【細目】

第6条 この協定に定める事項について疑義が生じた場合又は本協定に定めのない事項について必要がある場合は、甲と乙が協議して定めるものとする。

上記の協定締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙署名して、各1通を保有するものとする。

令和5年6月23日

甲 愛知県名古屋市中区三の丸2-5-2
環境省中部地方環境事務所長

乙 長野県松本市旭3-1-1
信州大学グリーン社会協創機構長

中山 隆治

藤澤 晃